

石環第25号  
令和元年5月10日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

石巻市長 亀山



(仮称) 石巻港バイオマス発電事業環境影響評価準備書に対する意見について  
(回答)

平成31年4月10日付け環対第10号で通知のありましたこのことについて、別紙の  
とおり意見を提出します。

担当：生活環境部環境課環境保全G  
河野 (内線 3369)



(仮称) 石巻港バイオマス発電事業環境影響評価準備書に対する意見について

(環境保全に関すること)

法令等	内容	担当部署
1 悪臭防止対策に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料が発する臭いが飛散し、苦情が発生する可能性がある。特に屋外で保管する燃料保管場所は、臭いが飛散しやすい。燃料そのものの臭いに加え、腐敗や劣化等について配慮すること。</li> <li>・住民から悪臭についての苦情申し立てが特に多いのは夏季である。窓などを開けたうえで夏季の南風等により、住宅地へ悪臭が飛散することが考えられることから、施設の北側に位置する住民等に配慮すること。</li> </ul>	生活環境部 環境課
2 大気汚染防止対策に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質の影響については評価結果において環境基準値を下回っている。当該施設が立地する港湾部は、工業専用地域を中心として各工場が立地しており、大気汚染について以前から周辺住民の関心が高い地域である。以上を踏まえ、最大限可能な限り大気汚染防止対策を図ること。</li> </ul>	
3 騒音振動防止対策に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地域は工業専用地域につき、騒音・振動規制法の適用は受けない地域であるが、北に約 1km 離れた準工業地域には住居等が立地することから、騒音、振動等の公害防止対策を徹底し、苦情等が発生した場合は誠意をもって早急かつ適切な対応を行うこと。</li> </ul>	

(その他)

法令等	内容	担当部署
1 建築基準法に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第 6 条に基づき、発電所建設予定地と燃料保管場所の敷地が別敷地であれば、建築確認申請についても別々の申請が必要となりますので、相談願います。</li> </ul>	建設部 建築指導課
2 都市計画法に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法の開発許可申請の要否について、この環境影響評価方法書では判断ができませんので、相談願います。</li> </ul>	